

令和3年度社会福祉法人長沼町社会福祉協議会事業計画

1 事業運営の基本方針

昨年より、新型コロナウイルス感染症が世界的に広まり、混乱が生じております。我が国においても、感染者が発生しており、緊急事態宣言を発出され、何とか食い止めようと努めてはいますが、終息の兆しは見えてきてはいません。ワクチン接種も始まり、早く国民に実施されれば、陽性者も減少し、終息の兆しが見えてくることと思います。そして日本の経済も自粛や倒産・廃業など厳しい状況が今後は好転することと思います。

本町においても、厳しい状況下にあり、経済・医療・福祉などにその影響を落としてきていると思います。この厳しい中、医療・福祉などの問題に対応することが、喫緊の課題となっています。本町の65歳以上の高齢化率は36.3%で2045年には53.2%になるという予測も出ています。地域住民同士の絆の希薄化や核家族化が進み、単独世帯、夫婦のみの高齢者世帯が増加し、介護できる者がいない、あるいは「老々介護」の世帯が多くなってきています。誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、高齢者・障がい者の介護といった福祉問題だけでなく、孤立死の問題、防災及び災害時の要援護者支援などきめ細かな支援活動が求められてきます。

地域住民が抱えている多様な生活・福祉課題を受け止め、誰もが安心、安全に暮らすことが出来る社会づくりが、地域福祉の推進役である社会福祉協議会の課題として取り組むよう強く要望されているところであります。

当社協といたしましては、ボランティアの皆様をはじめ、地域住民の方々のご理解とご協力のもとに、今日まで実施してきました指定訪問介護事業、指定居宅介護支援事業、障がい者地域生活支援事業などの各種事業、高齢者等に対する「安否確認」、「サロン」、「昼食会」などといった地域支援事業のさらなる充実強化を図り、これからの高齢化率の増加に対応すべく、地域住民の皆様がより安心して生活できる環境整備に努めてまいりますとともに、行政からのなお一層の支援を働きかけるなど、より安定した事業実施体制の確保に向けた予算要望を積極的に展開してまいります。また、新型コロナウイルス感染症に負けることなく、行事が出来ればと思います。

以上の基本方針に基づき、本年度におきましても下記事業について、地域住民の皆様方とともに、社協ならではの多種多様な支援体制の構築に向けた取り組みを図ってまいります。

2 主な事業内容

(1) 重点的推進事業等

- ① 多種多様なサービスの充実強化
 - ・ 訪問介護、介護支援等の事業の安定化
 - ・ 障がい者等への日常生活自立支援

② ボランティア団体との連携の強化

- ・ ボランティア活動者への支援の推進
- ・ ボランティア活動者との協働、連携

③ 財政基盤の強化

- ・ 職員の意識改革と資質向上、経費の節約など効果的、効率的な事業への取組み
- ・ 特別会員の加入促進
- ・ 募金活動への協力

(2) その他推進事業等

① 広報活動

- ・ 広報紙及びボランティア通信の発行

② 研修活動

- ・ 各種研修会及び大会への役職員の派遣
- ・ ボランティア研修会への活動者の派遣

③ 在宅福祉サービス

- ・ ボランティア団体との連携による安否確認、昼食会、サロン及び施設交流会の継続実施
- ・ 職員による直接訪問及び相談活動の強化
- ・ 入浴サービスの実施
- ・ 移送サービスの実施
- ・ 配食サービスの実施

④ 心配ごと相談

- ・ 人権相談の開催
- ・ 無料法律相談の開催

⑤ その他

- ・ 日常生活用具の貸出
- ・ 生活継資金の貸出（1件当たりの貸付額50千円限度）
- ・ 修学旅行費用援助の実施（要保護及び準要保護の児童生徒）
- ・ 祝品、記念品、見舞金等の贈呈（喜寿祝・新入学児童、歳末見舞、杖、会葬礼状）
- ・ 各福祉団体への助成